

高額医療・高額介護合算療養費の申請



医療費・介護サービス費の自己負担額がある世帯で、1年間（8月～翌年7月末）の自己負担額※の合計額が基準額（下表参照）を超える場合は、その超えた金額を申請により支給します。

申請手続期間は2年間です。

※食費・居住費・差額ベッド代を除く

▶基準額（自己負担限度額）

R5.8～R6.7月分

[70歳未満]

所得区分 (基礎控除後の総所得金額など)		限度額
上位 所得者	901万円超	212万円
	600万円超 901万円以下	141万円
一般	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
住民税非課税世帯		34万円

[70～74歳・後期高齢者医療制度で医療を受ける人]

所得区分		限度額
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	212万円
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	141万円
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	67万円
一般 (課税所得 145万円未満等)		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円

▶申込方法（毎年7月31日時点の加入制度）

【国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者】

支給対象者へ、3月中旬に申請通知を郵送します。
通知が届いたら、市民課で申し込み。

※下記の人、申請通知を郵送できない場合がありますので、市民課へお問い合わせください。

- ◆ R5.8/1～R6.7/31の間に、
 - 市へ転入した人
 - 他の医療保険を離脱し、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人

【他の健康保険・共済保険等の加入者】

- ①介護保険の「自己負担額証明書」の交付を高齢福祉課で申し込み。
- ②証明書の発行を受けた後、証明書を添付し、保険者（勤務先）へ申し込み。

■問合せ **【国民健康保険・後期高齢者医療制度】**

市民課 ☎ 23-2117

【他の健康保険・共済保険等の加入者】

高齢福祉課 ☎ 22-0080

この有料広告の収入で、まちづくり団体に助成しています。

いばらきシニアカード
 毎月 **5.15.25** 日
 (休日のとき翌日に)
サービス券 5倍
 お茶・海苔・茶道具・お引物類
 差し上げます

 (株) 大 貴 国
 〒318-0032 高萩市大和町2-49
 ☎ 0293-22-3247

提示された
お客様に

高萩市公式 SNS 市の情報を発信中

LINE
 Facebook

(旧 Twitter)
 メルたか

■秘書広報課 ☎ 23-7321



固定資産税の納付

4月上旬に、土地・家屋・償却資産の所有者（1月1日現在）へ納付書を郵送します。

お手元に届いたら、納期限までに納めましょう。
便利な口座振替も随時受付中です。

【口座振替を希望する人】

▶**申込方法** 各金融機関または税務課窓口へ申し込み。

▶**持ち物** ●通帳
●通帳届出印

▶**問合せ** 税務課 ☎23-2115



土地・家屋価格等の縦覧

他の土地や家屋の評価と比較して、自分の資産の評価額が適正かどうかを確認することができます。

※目的外の縦覧は不可。

▶**期間** 4/1(火)～30(水) ※土日祝除く

▶**場所** 税務課窓口(市役所1階)

▶**手数料** 無料

▶**縦覧範囲** 土地・家屋価格等縦覧帳簿に記載された他の土地・家屋の評価額など

対象	持ち物	
土地・家屋の納税者	納税通知書	写真付きの身分証明書
代理人	委任状	

▶**問合せ** 税務課 ☎23-2115



固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧

▶**期間** 通年 ※土日祝除く

▶**場所** 税務課窓口(市役所1階)

▶**手数料** 300円(氏名番号ごと)

※縦覧期間中: 4/1(火)～30(水)は無料

対象	持ち物	
土地・家屋の納税者	納税通知書	写真付きの身分証明書
代理人	委任状	
借地・借家人	借地・借家等権利、資格の確認書類	

▶**問合せ** 税務課 ☎23-2115



65歳以上 路線バス運賃 半額助成

助成を受けるには、バスカード(茨城交通)の購入が必要です。

バスカードの出張販売は、下記のとおり。

▶**日時** 3/13(木)・29(土) 9:30～12:00

▶**場所** 総合福祉センター

▶**問合せ** 生涯現役推進課 ☎23-1125

障がい者通院・通所交通費 助成

医療機関等への通院・通所の際の交通費助成として、R7年度のタクシー利用券を交付します。

▶**対象** 下記のいずれかに該当する人

●身体障害者手帳 1級、2級、
第1種の3級

●療育手帳 ④、A

●精神障害者保健福祉手帳 1級、2級

※自動車税の減免を受けている人・入院中の人は対象外

▶**申込方法** 各種手帳をお持ちの上、社会福祉課窓口(市役所1階)へ申し込み。

▶**交付開始日** 3/19(水)～

※3/12(水)までに申請済の人へは、
市から郵送で交付します。

▶**利用期間** 4/1(火)～R8.3/31(火)

▶**問合せ** 社会福祉課 ☎23-7030



国保加入者の修学による 転出届出

国保加入者が修学のため転出する場合、特例として引き続き高萩市の国保に加入するため、届出が必要です。

▶**申込方法** 市民課窓口での転出届出時に「修学で転出する」ことを伝えて申し込み。

▶**持ち物** ●転出者の保険証または資格確認書など
●在学証明書の原本 ※入学前是要相談

▶**問合せ** 市民課 ☎23-2117



育児・介護休業法 改正 ～4/1から段階的に施行～



「子の看護休暇」や「介護休暇」の見直しや、育児休業取得状況の公表義務の適用拡大など、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための関係法律が改正され、段階的に施行されます。

▶**問合せ** 茨城労働局 雇用環境・均等室
☎029-277-8295